会議資料1

諮問書(写)

令和元年12月 旭川市福祉保険部 国民健康保険課

旭国保第472号令和元年11月29日

旭川市国民健康保険運営協議会 会 長 作田 将三郎 様

旭川市長 西川 丰



令和2年度の旭川市国民健康保険料について(諮問)

国民健康保険法第11条第2項の規定に基づき、令和2年度の旭川市国民健康保険料に関する次の事項について、貴協議会の意見を求めます。

- 1 基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応 じた減免について
- 2 7割・5割軽減対象世帯の減免について
- 3 市独自の低所得世帯の軽減について
- 4 18歳未満の均等割減免について
- 5 旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定について



平成30年1月29日

旭川市長 西川 将人様

旭川市国民健康保険運営協議会

会 長 三浦



旭川市国民健康保険制度の改正について(答申)

本協議会は、平成29年12月1日付け旭国保第541号にて諮問のありました国民健康保険制度の都道府県単位化に伴う旭川市国民健康保険に関する次の事項について、慎重に審議を進め、その結論を得ましたので、別紙のとおり答申いたします。

諮問事項

- 1 旭川市国民健康保険事業特別会計の赤字額の解消について
- 2 旭川市国民健康保険料賦課割合の改定について
- 3 旭川市国民健康保険料の市単独軽減等制度の廃止について
- 4 旭川市国民健康保険料の激変緩和措置の創設について
- 5 旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定について

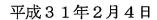
- 1 旭川市国民健康保険事業特別会計の赤字額の解消については、国民健康保 険制度の都道府県単位化の趣旨に鑑み、北海道の保険料水準統一の目標年次 である平成36年度に向け、被保険者の急激な負担増が生じないよう配慮し ながら段階的な解消に努めること。
- 2 旭川市国民健康保険料賦課割合の改定については,道内の市町村が北海道 から示される標準保険料率を定めることで,保険料水準が統一されるもので あることから,平成30年度から標準保険料率の賦課割合により設定するこ と。
- 3 旭川市国民健康保険料の市単独軽減等制度の廃止については、保険料水準統一時において、道内市町村間との均衡や公平性を図る必要があるため、市町村独自の制度廃止はやむを得ないものと考えるが、制度廃止による該当世帯への影響が大きいことから、平成30年度は、市単独の2割軽減制度を1割軽減に、18歳未満被保険者の均等割5割減免制度を3割減免とすること。また、今後の被保険者を取り巻くその時々の社会経済情勢等を十分考慮し、急激な負担増が生じないよう段階的な縮小を検討し、平成36年度に廃止すること。
- 4 旭川市国民健康保険料の激変緩和措置の創設については、特に低所得階層 に配慮し、平成30年度は次のとおり保険料を減額する措置を設けること。 また、今後の被保険者を取り巻くその時々の社会経済情勢等を十分考慮し、 急激な負担増が生じないよう段階的な縮小を検討し、平成36年度に廃止する

こと。

- (1)世帯の被保険者の総所得金額等の合計が200万円以下の世帯に属する 被保険者の介護納付金賦課額を,介護納付金賦課被保険者1人につき3千 円減額すること。
- (2)後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割について,7割軽減又は5 割軽減のいずれかに該当する世帯に属する被保険者の後期高齢者支援金等 賦課額を,被保険者1人につき5百円減額すること。
- 5 旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定については、中間所得層の負担軽減や道内市町村の保険料水準の統一を図るため、国の定める法定限度額に改定していく必要がある。

ただし、現行の法定限度額と本市の賦課限度額とが乖離している中で、さらに国において引き上げの動きがあり、直ちに法定限度額に改定することは、該当する被保険者にとって大幅な負担増となることから、平成30年度は、基礎賦課限度額を53万円から54万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を18万円から19万円に、介護納付金賦課限度額を14万円から16万円とし、平成36年度までには、国の定める法定限度額に段階的に引き上げること。

なお、本協議会の附帯意見として、保険料は市民生活に関わる重要なことであり、都道府県単位化に伴う制度改正により保険料が上昇する世帯があることなどから、制度改正の趣旨や今後の保険料の在り方について、被保険者に対して丁寧な周知を行うよう求めるものである。





旭川市長 西川 将人様

旭川市国民健康保険運営協議会

会 長 三浦



平成31年度の旭川市国民健康保険料等について(答申)

本協議会は、平成30年11月19日付け旭国保第501号及び平成31年1月25日付け旭国保第574号にて諮問のありました平成31年度の旭川市国民健康保険料等に関する次の事項について、慎重に審議を進め、その結論を得ましたので、別紙のとおり答申いたします。

諮問事項

- 1 基礎控除後所得 167 万円以下の世帯に属する 40 歳から 64 歳までの被保険 者数に応じた減免について
- 2 7割・5割軽減対象世帯の減免について
- 3 市独自の低所得世帯の軽減について
- 4 18歳未満の均等割減免について
- 5 旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定について
- 6 国民健康保険料における旧被扶養者減免の減免期間を、当分の間から、均 等割額及び平等割額に限り資格取得後2年間に改正することについて

- 1 基礎控除後所得 167 万円以下の世帯に属する 40 歳から 64 歳までの被保険者数に応じた減免については、介護分保険料の急激な負担増を緩和するための措置であり、介護分保険料の増加がないことから、赤字解消計画どおり減免額を 500 円縮小し 2,500 円とすること。
- 2 7割・5割軽減対象世帯の減免については、低所得世帯の急激な保険料の 負担増を緩和するための措置であるため、平成31年度は赤字解消計画どおり 平成30年度と同額を継続し、被保険者1人につき500円減免とすること。
- 3 市独自の低所得世帯の軽減については、制度廃止による対象世帯の急激な 保険料の負担増を緩和するため、平成31年度は赤字解消計画どおり平成30 年度の軽減割合を継続し1割軽減とすること。
- 4 18 歳未満の均等割減免については、制度廃止による対象世帯の急激な保険料の負担増を緩和するため、平成31年度は赤字解消計画どおり平成30年度の減免割合を継続し3割減免とすること。
- 5 旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定については、中間所得層の負担軽減や道内市町村の保険料水準の統一を図るため、国の定める法定限度額に改定していく必要がある。ただし、現行の法定限度額と本市の賦課限度額とが乖離している中で、直ちに法定限度額に改定することは、該当する被保険者にとって大幅な負担増となることから、平成31年度は、基礎賦課限度額を54万円から58万円に引き上げ、平成36年度までには、国の定める法定限度額に引き上げること。
- 6 国民健康保険料における旧被扶養者減免期間の見直しについては、低所得者に対する他制度による保険料軽減を受けることにより、経過措置廃止の影響が少ないことから国基準のとおりとすること。

なお,本協議会の附帯意見として,被保険者の健康増進と負担緩和を図るため,次の事項についても取組を求めるものである。

- 1 被保険者の高齢化や医療の高度化などにより1人当たり医療費が増加していくと想定される中で、健康寿命の延伸を図り、増え続ける医療費と保険料の抑制を図っていくことは重要なことであることから、特定健診や生活習慣病の重症化予防などの保健事業をこれまで以上に進めていくこと。
- 2 健康保険制度上,医療費の増加などにより保険料が上昇していくことは避けられないものであるが,急激な保険料の上昇は被保険者の生活に大きな影響を与えることから,保健事業や医療費適正化の取組により交付される保険者努力支援制度や基金などの財源を活用しながら保険料の急激な上昇とならないよう努めること。